

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成28年
3月25日
(金曜日)

目次

- 規則
理容師法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課).....二
- 美容師法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課).....二
- 農地法施行細則の一部を改正する規則(団体指導室).....二
- 告示
生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課).....二
- 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課).....三
- 保安林の指定(森林整備課).....三
- 指定施業要件の変更予定保安林(長門市)(森林整備課).....四
- 道路の区域の変更(道路整備課).....五
- 道路の供用の開始(道路整備課).....五
- 岩国南都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....六
- 周南都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....六
- 周南東都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....六
- 周南都市計画公園事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....七
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課).....七
- 公告
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課).....七
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課).....八
- 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報(畜産振興課).....八
- 選管告示
政治団体の名称等.....八
- 政治団体の異動事項.....九
- 解散等に係る政治団体の名称等.....九
- 資金管理団体の名称等.....一〇

- 資金管理団体の異動事項.....一〇
- 政治資金規正法第十九条第三項第一号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等.....一〇
- 雑報
争議行為の通知.....一〇



理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十七号

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則(昭和六十一年山口県規則第三十一号)の一部を次のように改正す

る。

別記第一号様式の(裏中

開設予定年月日	年	月	日
開設予定年月日	年	月	日

開設予定年月日	年	月	日
美容所の名称	年	月	日
美容所の開設予定年月日	年	月	日

め、同様式の注に次のように加える。

6 「美容所の名称」欄は、開設しようとする理容所と同一の場所で現に美容所(美容師法(昭和32年法律第63号)第2条第3項に規定する美容所をいう。以下同じ。)が開設されている場合に記入すること。

7 「美容所の開設予定年月日」欄は、開設しようとする理容所と同一の場所に係る美容師法第11条第1項の規定による届出がされている場合(現に美容所が開設されている場合を除く。)又はこの届出と同時に同項の規定による届出を行う場合に記入すること。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十八号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則(昭和六十一年山口県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式の裏中

開設予定年月日	年	月	日
開設予定年月日	年	月	日
理容所の名称			
理容所の開設予定年月日	年	月	日

め、同様式の注に次のように加える。

6 「理容所の名称」欄は、開設しようとする美容所と同一の場所で現に理容所(理容師法(昭和22年法律第234号)第1条の2第3項に規定する理容所をいう。以下同じ。)が開設されている場合に記入すること。

7 「理容所の開設予定年月日」欄は、開設しようとする美容所と同一の場所に係る理容師法第1条第1項の規定による届出がされている場合(現に理容所が開設されている場合を除く。)又はこの届出と同時に同項の規定による届出を行う場合に記入すること。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

農地法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十九号

農地法施行細則の一部を改正する規則

農地法施行細則(平成二十一年山口県規則第七十八号)の一部を次のように改正す

る。

第四条第一項中「政令第七条第一項」を「法第四条第二項」に改め、同条第二項中「第二十二條」を「第三十條」に改める。

第五条第一項中「政令第十五条第一項」を「法第五条第三項において準用する法第四条第二項」に改め、同条第二項中「第四十八条第二項」を「第五十七條の二第二項」に改める。

第十条第一項中「第二十七條第一項」を「第二十條第一項」に改める。

別記第八号様式の注を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。



山口県告示第八十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四條の二第四項において準用する同法第五十條の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名称	事業所 所在地	事業の 種類	廃止年月日
-------------------	--------------------	---------------	------------	-----------	-------

有限会社ケ アーネット サービス	周南市大字 須々万本郷七 六八の五	ヘルパース テーションさ くらぼうふ	防府市三田尻 二丁目九番三 四号	訪問介 護	平成二八、 二、二九
------------------------	-------------------------	--------------------------	------------------------	----------	---------------

介護予防事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名称	事業所 所在地	事業の 種類	廃止年月日
-------------------	--------------------	---------------	------------	-----------	-------

有限会社ケ アーネット サービス	周南市大字 須々万本郷七 六八の五	ヘルパース テーションさ くらぼうふ	防府市三田尻 二丁目九番三 四号	介護予 防訪問	平成二八、 二、二九
------------------------	-------------------------	--------------------------	------------------------	------------	---------------

山口県告示第八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成二十八年三月二十五日

居宅介護事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所 名称	事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社ここにこ苑	岩国市玖珂町一〇八四の一〇	ヘルパーステーションなでしこ	岩国市玖珂町一〇一一の四	訪問介護	平成二八、二、一
野中 清貴	山口市折本二丁目一三番八号	野中歯科医院	山口市桜島二丁目八番七号	居宅療養管理指導	平成二七、一二、〃
株式会社godandlives	光市虹ヶ丘三丁目二番三六号	デイサービス古き良き一丁目	光市虹ヶ丘三丁目二番三六号	通所介護	平成二八、三、〃

山口県告示第八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成二十八年三月二十五日

居宅介護支援事業者 名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所 名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人光栄会	宇部市大字東岐波二二三	ケアタウン日の山在宅介護支援センター	宇部市大字東岐波一四四九の一	平成二八、一、一

山口県告示第八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、

介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年三月二十五日

介護予防事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所 名称	事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社ここにこ苑	岩国市玖珂町一〇八四の一〇	ヘルパーステーションなでしこ	岩国市玖珂町一〇一一の四	介護予防訪問介護	平成二八、二、一
野中 清貴	山口市折本二丁目一三番八号	野中歯科医院	山口市桜島二丁目八番七号	介護予防居宅療養管理指導	平成二七、一二、〃
株式会社godandlives	光市虹ヶ丘三丁目二番三六号	デイサービス古き良き一丁目	光市虹ヶ丘三丁目二番三六号	介護予防通所介護	平成二八、三、〃

山口県告示第八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。
平成二十八年三月二十五日

保安林の所在場所
山口市阿東嘉年下字疫神迫二二〇一から二二〇四まで、二二〇四の一、二二〇四の三、二二〇四の四、二二〇四の九、字田ノ埜二四六八、二四六九、三七二二

- 一 保安林の所在場所
- 二 指定の目的
水源の涵養
- 三 指定施設要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
山口市阿東嘉年下字疫神迫二二〇一・二二〇四の九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

山口市阿東嘉年下字佐奈口三二七の一、三二七の三から三二七の五まで、字南浴一
二四、字南一一二七、一一二八、一一二九の一、一一二九の二

光市大字東荷字平馬三三〇の二、三三〇の三、三三〇の四、字八ヶ宗二九四の二、
二九六、二九七の一から二九七の六まで、二九七の八、二九九の四から二九九の一八
まで、二九九の二〇から二九九の二四まで、二九九の五五、八五八、一一六二、字開
作二九七の七、八四五から八四七まで、八四九、八五一から八五七まで、一一五九、
一一六〇の一、一一六〇の二、字黒岩八四二、八四四の一、字風吹八五九、字丸尾八
六六から八七二まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

山口市阿東嘉年下字佐奈口三二七の一・三二七の五・字南浴一一二四・字南一
二七・一一二九の一(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

光市大字東荷字八ヶ宗二九六・二九七の一・二九七の二・二九九の一六・二九
九の一七・二九九の二二・二九九の二三・字開作八四七・八四九・八五一・一一
六〇の一(以上一筆について次の図に示す部分に限る。)、一一六〇の二、字
黒岩八四四の一(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十八年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

長門市仙崎字紫津浦一六一の一(次の図に示す部分に限る。)、一六一の六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準
伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

長門市仙崎字紫津浦一六一の一(次の図に示す部分に限る。)、一六一の六

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

長門市仙崎字紫津浦一六一の一(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐は、択伐による。
 3 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種の次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
 路線名 山口宇部線
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	旧	新			
山口市小郡上郷字市井手一四〇の六地先から同市小郡上郷字松坂五九六の一地先まで	最狭二二四・四	最狭二二四・二	二二六・〇	二二六・〇	道路改良工事に 完了による。
山口市小郡上郷字市井手一四〇の三六地先から同市小郡上郷字二四三〇の一地区先まで	最狭一七〇・〇	最狭一七〇・〇	一一九・〇	一一九・〇	
山口市小郡上郷字市井手二四三〇の一地区先から同市小郡上郷字後ヶ谷二四四六の一地区先まで	最狭九七・〇	最狭九七・〇	七〇五・二	七〇五・二	

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
同市小郡光が丘二五六〇の五一地区先まで、同市小郡上郷字市井手二四三〇の一地区先から同市小郡上郷字後ヶ谷二二二三の一地区先まで	最狭二四四・〇	最狭二四四・〇	一九四・六	一九四・六	道路改良工事に 完了による。
山口市小郡上郷字市井手二四三〇の八八の三地区先から同市小郡上郷字大字下田布施字深田二二三の一地区先まで	最狭二四七・〇	最狭二四七・〇	九三九・〇	九三九・〇	
山口市小郡上郷字市井手二四三〇の一地区先から同市小郡上郷字丸山二二六一の二四地区先まで	最狭二五三・〇	最狭二五三・〇	三〇五・〇	三〇五・〇	

道路の種類 県道
 路線名 光上関線
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
熊毛郡田布施町大字宿井字下後井四八八の三地区先から同郡同町大字下田布施字深田二二三の一地区先まで	最狭二五・〇	最狭二五・〇	一、三〇三・〇	一、三〇三・〇	ダブルウェイ
	最狭九二・〇	最狭九二・〇	一、三〇三・〇	一、三〇三・〇	
	最狭九七・〇	最狭九七・〇	一、二二六・〇	一、二二六・〇	

山口県告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
山口市小郡上郷字市井手一四〇の六地区先から同市小郡上郷字松坂五九六の一地区先まで		

山口県 山口市小郡上郷字市井手一四〇の三六地先から 同市小郡上郷 同字二四三〇の一地先まで		平成二十八年三月 二十七日午後三時
山口市小郡上郷字市井手二四三〇の一地先から 同市小郡上郷字後ケ浴二三四六の一地先まで		
山口市小郡上郷字市井手二四三〇の一地先から 同市小郡光が丘二五六〇の五一の一地先まで		
山口市小郡上郷字市井手二四三〇の一地先から 同市小郡上郷字後ケ浴二二三三の一地先まで		
山口市小郡上郷字市井手二四三〇の一地先から 同市小郡上郷字丸山二二六一の二四地先まで		

山口県告示第九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、岩国南都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 施行者の名称
岩国市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
岩国南都市計画下水道事業岩国市流域関連公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和五十八年十二月二十三日から平成三十五年三月三十一日まで
- 四 事業地
岩国市玖珂町、周東町下久原、西長野、上久原及び用田

山口県告示第九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、周南都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 施行者の名称
光市

- 二 都市計画事業の種類及び名称
周南都市計画下水道事業光市流域関連公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和五十三年二月二十八日から平成三十五年三月三十一日まで
- 四 事業地
光市島田一丁目、島田二丁目、島田三丁目、島田四丁目、島田五丁目、島田六丁目、島田七丁目、協和町、和田町、宮ノ下町、木園一丁目、浅江一丁目、浅江二丁目、浅江三丁目、浅江四丁目、浅江五丁目、浅江六丁目、浅江七丁目、虹ヶ浜一丁目、虹ヶ浜二丁目、虹ヶ浜三丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、中央六丁目、光井一丁目、光井二丁目、光井三丁目、光井四丁目、光井五丁目、光井六丁目、光井七丁目、光井八丁目、光井九丁目、上島田一丁目、上島田二丁目、上島田三丁目、上島田四丁目、上島田五丁目、上島田六丁目、上島田七丁目、中島田一丁目、中島田二丁目、中島田三丁目、岩狩一丁目、岩狩二丁目、岩狩三丁目、三井一丁目、三井二丁目、三井三丁目、三井四丁目、三井五丁目、三井六丁目、三井七丁目、三井八丁目、室積一丁目、室積二丁目、室積三丁目、室積四丁目、室積五丁目、室積六丁目、室積七丁目、室積八丁目、室積東ノ庄、室積神田、室積市延、室積西ノ庄、室積沖田、室積中央町、室積正木、室積松原、室積大町、室積新開一丁目、室積新開二丁目、千坊台一丁目、千坊台二丁目、千坊台三丁目、花園一丁目、花園二丁目、宝町、丸山町、中村町、虹ヶ丘一丁目、虹ヶ丘二丁目、虹ヶ丘三丁目、虹ヶ丘四丁目、虹ヶ丘五丁目、虹ヶ丘六丁目、虹ヶ丘七丁目、光ヶ丘、大字浅江及び大字光井

山口県告示第九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、周南東都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 施行者の名称
光市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
周南東都市計画下水道事業光市流域関連公共下水道
- 三 事業施行期間

昭和五十六年十二月十五日から平成三十五年三月三十一日まで
 四 事業地
 光市大字岩田、大字三輪及び大字東荷

山口県告示第九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、周南都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称

周南市

二 都市計画事業の種類及び名称

周南都市計画公園事業五・五・四百一 永源山公園

三 事業施行期間

昭和四十七年二月十二日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

周南市土井二丁目、政所二丁目、宮の前二丁目、大字富田及び大字下上

山口県告示第九十六号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（平成十年山口県告示第二百十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

江の浦町二丁目(4)地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	町 名	地 番	標 柱 番 号
下 関 市	彦 島 江 の 浦 町 一 丁 目	九 八 二 の 一	一 号

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
九八三の六	九八三の二地先	九八一の二	九八一の二	九八一の二	九八一の二	九八一の六	九八二の一
二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号



(二〇七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十八年五月六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十八年三月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 特定非営利活動法人大路小路まち・ひとづくりネット
 ワーク

代 表 者 の 氏 名 内山 秋久

主たる事務所の所在地 山口市大殿大路二二三番地の一

(二〇八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画

書及び活動予算書は、平成二十八年五月十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十八年三月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人ふれあい岩国福祉会

代表者の氏名 石部 壽雄

主たる事務所の所在地 岩国市今津町二丁目六番八号

(二〇九) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十八年三月二十五日から同年七月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び長門市経済観光部商工水産課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジ長門店

所在地 長門市仙崎三三二の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 株式会社アスティ 住 所 広島市西区商工センター二丁目一五番一 代表者の氏名 宮本 聡

株式会社アスティ 号 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

株式会社フジ 尾崎 英雄

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更	変更前	変更後
株式会社ジュンテンドー			
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更	変更前	変更後
株式会社ジュンテンドー			
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	変更	変更前	変更後
株式会社ジュンテンドー			

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午後八時	午後九時
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午後八時四十五分から午後一〇時一十五分まで	午後六時三十分から午後一〇時一十五分まで

四 届出年月日

平成二十八年三月十五日

五 変更年月日

平成二十八年三月十六日

(二一〇) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。

平成二十八年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

種畜証明書番号	名	前	品 種	生年月日	産 地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称
三一五〇四〇〇一三三			その他	平成二六、二七	宮 城 県 級 外	岩国市錦町宇佐郷	岩国市錦町宇佐郷
一〇〇二〇〇〇〇一三三						岩国市錦町宇佐郷	岩国市錦町宇佐郷



山口県選挙管理委員会告示第四十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十八年三月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正 昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年月日)

えんどう伸一後援会	遠藤 伸一	遠藤 香織	周南市大字長穂/045の9	平成28、2、22
沖田秀仁後援会	沖田 秀仁	沖田 明美	周南市大字大河内700の205	〃 〃 1
田村浩一後援会	田村 弘道	中野 誠剛	周南市銀南街/8	〃 〃 2
松尾たかひり後援会	松尾 孝則	松尾 政子	柳井市南浜/丁目2番1号	〃 〃 19

山口県選挙管理委員会告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七十七条第一項の規定による届出があつた政治団体の運動事項は、次のとおりである。

平成二十八年三月二十五日

山口県選挙管理委員会 中 村 正 昭

政治団体の名称	代表者の名氏	異動事項	異動内容		備考(異動年月日)
			新	旧	
自由民主党岩国支部	寺園 久恵	会計責任者	松村 昌夫	横尾 純司	平成27、10、1
自由民主党美川支部	片山 原司	〃	升田 清甫	堀江 吉政	〃 9、17
自由民主党山口県水産支部	森友 信	〃	山田 歳彦	石村 弘治	〃 〃 1
自由民主党山口県電気通信支部	信本さち子	代 表 者	信本さち子	新立 勉	平成28、2、〃
いとなか誠後援会	糸永 誠	事 務 所	岩国市南岩国町4丁目57番44号	岩国市周東町上久原832の3	平成27、10、〃
井原すかご後援会	井原 勝介	会計責任者	倉谷 節子	岩政 裕子	平成28、2、15
尾崎隆則後援会	花崎 学	代 表 者	花崎 学	大田 文行	〃 1、24
金子優子後援会	金子 優子	会計責任者	岩本 妙子	金子 守忠	平成27、10、25
かわい伸治後援会	河合 伸治	〃	河合 幸一	河合 慶子	〃 〃 3

国井益雄後援会	国井 益雄	〃	小畑 勝敬	原田 和敬	〃 3、10
幸福実現党山口県本部	諫山 征和	代 表 者	諫山 征和	山本 崇	平成28、1、27
佐々木あけみを励ます会	佐々木明美	会計責任者	川上 和恒	長田 正次	〃 2、1
周南市を真剣に考える会	山本 真吾	名 称	周南市を真剣に考える会	山本真吾後援会	〃 〃 15
周南民社協会	河内 裕文	代 表 者 会計責任者	河内 裕文	林 孝昭 河内 裕文	〃 〃 26
寿々	井原寿加子	〃	倉谷 節子	岩政 裕子	〃 〃 15
政治結社大日本興友会	酒見 彰	代 表 者	酒見 彰	山口 峰二	平成27、8、1
先城のりなお後援会	先城 憲尚	事 務 所	下関市一の宮住吉2丁目9番19号	下関市萩根西町2丁目2番32号	〃 12、5
友田秀明後援会	友田 秀明	代 表 者	友田 秀明	伊豆 聖城	平成28、2、2
西嶋裕作後援会	中野 威	〃	中野 威	須之内良夫	〃 1、28
宮本てるのお後援会	川上 和恒	会計責任者	宮本 清美	長田 正次	〃 2、1
山口県ビルメンテランス政治連盟	山田 泰	〃	西村 隆男	原田 勝海	平成27、5、〃

山口県選挙管理委員会告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七十七条第一項の規定による届出があつた運動事項に係る政治団体の名称並びに次のとおりである。

平成二十八年三月二十五日

山口県選挙管理委員会 中 村 正 昭

政治団体の名称	代表者の名氏	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
いとなか誠後援会	糸永 誠	糸永由希子	岩国市南岩国町4丁目57番44号	平成27、12、31

上岡孝光後援会	安村 義博	森本 真二	玖珂郡和木町和木2丁目/2番25号	〃
青山会	高邑 勉	國本 宏治	防府市お茶屋町4番44号	〃
たかむら勉君を育てる会	諸木 保彦	〃	〃	〃
藤里克享後援会	藤里 克享	藤里 洋子	柳井市伊壁731/	〃
村上けいこ後援会	村上 恵子	村上 好己	宇部市野中5丁目/番60号	平成28、 〃

山口県選挙管理委員会告示第四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十八年三月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		代表者の氏名	備考 （指年月日）
		名	主たる事務所の所在地		
遠藤 伸一	周南市議会議員	えんどう伸一後援会	周南市大字長穂/045の9	遠藤 伸一	平成28、 〃

山口県選挙管理委員会告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十八年三月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異 動 事 項	異 動 内 容		備考 （異年月日）
			新	旧	
先城 憲尚	先城のりなお後援会	事務所	下関市一の宮町2丁目9番99号	下関市萩根西町2丁目2番32号	平成27、 〃

山口県選挙管理委員会告示第四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十八年三月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

資金管理団体の届出をした者の氏名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	備考 （資金管理団体でなかつた年月日）
高邑 勉	青山会	平成27、12、31
藤里 克享	藤里克享後援会	〃
村上 恵子	村上けいこ後援会	平成28、1、〃



争議行為の通知

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、サンデン交通労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成二十八年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事件

- (一) 賃金引上げの要求に関する件
- (二) 一時金の要求に関する件
- (三) 労働条件の改善の要求に関する件
- (四) 諸手当の改善の要求に関する件

二 日時

平成二十八年三月二十五日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所

サンデン交通株式会社においてサンデン交通労働組合に所属する組合員が従事する

四 全職場
概要
あらゆる形の争議行為を実施する。

平成二十八年三月二十五日
印刷發行

發行所

山口県知事
山口市